

会 計 規 定

第 1 章 総 則

第 1 条 (目 的)

この規定は会計に関する事務を適確に処理するため、会則第 31 条・32 条・33 条・34 条・35 条にもとづいて定める。

第 2 条 (帳簿及び伝票の種類)

伝票並びに帳簿の種類及び閉鎖した帳簿類の保存は次の通りとする。

1. 主要帳簿

- (1) 総勘定元帳 10 年
- (2) 仕 訳 帳 10 年

2. 補助帳簿

- (1) 金銭出納帳 10 年
- (2) 預 金 台 帳 10 年
- (3) 会費入金簿 10 年
- (4) 各種内訳帳 10 年
- (5) 固定資産台帳 永 久
- (6) 備 品 台 帳 10 年

3. 伝票及び証憑類

- (1) 収入、支出及び振替伝票 5 年
- (2) 証 憑 類 5 年

第 2 章 予 算

第 3 条 (勘定科目)

勘定科目は別表「勘定科目表」の通りとし、適宜改正することが出来る。

第 4 条 (予算の総括及び編成)

予算の総括は会計が行い、次年度予算編成に当たり、予めその大綱を定め、各専門部長に提示する。

各専門部長は所属経費の予算概算書を作り参考資料を添えて会計に提出する。会計は前項の予算概算書を審査し総予算案を作り理事会、地区長会の審議を経て定期総会に上程し承認を求める。

第 5 条 (予算の実行及び予備費の支出)

各部長は予算を超過する事業を行おうとするときは、理事会の承認を得なければならない。予備費の支出は理事会の承認を得て行う。

第 3 章 出納及び整理

第 6 条 (会費の取扱い及び納入)

会費及び環境費は地区の各班において会員より納入を受けて、地区長はとりまとめの上所定の期日内に会計に納入する。

会費・環境費の納入及び取扱いについては別に定める「会費納入取扱細則」により実施する。

「会費納入取扱細則」は適宜改正することが出来る。

第7条（支払い）

経費の支払いを請求するときは、各請求責任者は支払伝票に証憑類を添付し会計に提出する。前項の支払請求を受けた会計は伝票及び証憑類を審査し、その内容が正当で且つ予算の範囲内であることを確認の上支払いをする。

請求責任者は必要によって、経費の仮払いを請求することができる。その場合の精算は支払完了後、速やかに行うものとする。

第8条（金銭の出納）

入金が入金伝票によって、支出は支出伝票によって処理する。

第9条（手許保管）

手許保管の現金は必要最少限度にとどめる。現金、預金通帳及び印かんの盗難防止に注意する。

第4章 決 算

第10条（収支試算表）

会計は毎月末日の記帳が終わったときは、元帳により、収支試算表を作成する。

第11条（決 算）

決算日は、毎年度3月31日とする。

会計は毎年4月30日までに前年度の決算報告書を作り、理事会の審議を経て、会計監査の監査を受けて、総会に提出し承認を求める。

決算報告書は次の各号に従って作るものとし、これらの報告書は永久に保存する。

(1) 貸借対照表 (2) 収支計算書 (3) 財産目録

第12条（剰余金及び不足金の措置）

年度末決算において剰余金が生じたとき又は不足金が生じたときは、理事会においてその取扱いを決定し、その措置について地区長、総会の承認を求めるものとする。

第5章 固定資産及び物品会計

第13条（固定資産の管理）

固定資産の管理は管理部長があたり、固定資産台帳を備え付け、登記・記録し、毎年減価償却を行うものとする。

第14条（物品の種類）

物品の種類は次の通りとする。

- (1) 備品(A)は機械・器具・家具・調度品・施設等で移動性があり半永久的耐用力をもつ単価100,000円以上のもの。
- (2) 備品(B)は器具・家具・調度品等で耐久力が少なく単価10,000円以上のもの。
- (3) 消耗品は事務用帳簿・事務用紙・文具等の事務用品及び雑品とする。

第 15 条（備品の保存及び廃棄）

備品はすべて備品台帳に登録し、管理部長が管理する。

- (1) 備品（A）は減価償却を行うものとする。
- (2) 備品（B）は減価償却を行わない。
- (3) 備品（A）の廃棄は理事会の承認を、備品(B)の廃棄は会計の認定で行う。

第 6 章 会 計 監 査

第 16 条（会計監査）

会計監査は、毎年 2 回以上監査を行うものとする。

第 7 章 弁 償

第 17 条（弁 償）

この規定に違反した行動により或いは、故意又は重大な過失により自治会に金銭的な損害を与えたものに対しては、理事会において内容をつぶさに審査し、弁償の責任を課す。

第 8 章 規定の改廃

第 18 条（規定の改廃）

この規定の改廃は理事会の決議を経なくてはならない。

付 則

1. この規定は昭和 55 年 4 月 1 日より施行する。
2. 昭和 58 年 3 月 13 日 一部改正
3. 平成 11 年 6 月 6 日 一部改正
4. 平成 13 年 4 月 22 日 一部改正
5. 平成 19 年 1 月 6 日 一部改正
6. 平成 21 年 3 月 9 日 一部改正
7. 令和 2 年 4 月 19 日 一部改正
8. 令和 4 年 2 月 27 日 一部改正